

(仮称) 久慈山形風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 2 月

H S E 株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧の方法	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 5 年 11 月 28 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和 5 年 11 月 28 日（火）付で、下記日刊紙に公告を掲載した。

- ・岩手日報社の全県版（朝刊）

② 地方公共団体の広報、情報誌によるお知らせ

下記広報、情報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報くじ（令和 5 年 12 月 1 日発行）
- ・広報くのへ（令和 5 年 12 月 6 日発行）

③ インターネットによるお知らせ

関係地方公共団体及び事業者のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1018367/1070534.html>

- ・久慈市ホームページ

<https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokanren/202206211700.html>

- ・九戸村ホームページ

<https://www.vill.kunohe.iwate.jp/docs/2243.html>

- ・H S E株式会社ホームページ

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(3) 縦覧の方法

関係地方公共団体の庁舎等の 7 カ所で縦覧した。また、インターネットの利用により、電子縦覧を行った。

① 地方公共団体の庁舎等

- ・岩手県県北広域振興局県民ホール（岩手県久慈市八日町 1-1 1 階）
- ・久慈市役所本庁舎一階生活環境課（岩手県久慈市川崎町 1-1）
- ・久慈市山形総合支所（岩手県久慈市山形町川井第 8 地割 30-1）
- ・岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター（岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3）
- ・九戸村役場庁舎三階総務課（岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6）
- ・九戸村江刺家支所（岩手県九戸郡九戸村大字江刺家 8-36）
- ・九戸村戸田支所（岩手県九戸郡九戸村大字戸田 17-39-2）

② インターネットの利用による縦覧

- ・HSE株式会社 ホームページ

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 5 年 11 月 28 日（火）から令和 5 年 12 月 27 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各施設の開庁、開館時間内
- ・電子縦覧：令和 5 年 11 月 28 日（火）から令和 6 年 1 月 17 日（水）まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は 1 名であった。

（内訳）岩手県県北広域振興局県民ホール	0 名
久慈市役所本庁舎一階生活環境課	0 名
久慈市山形総合支所	0 名
岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター	0 名
九戸村役場庁舎三階総務課	0 名
九戸村江刺家支所	1 名
九戸村戸田支所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を下記の3箇所において実施し、方法書の縦覧等に関する公告と併せて、説明会開催の旨を令和5年11月28日付で公告した。

開催日時	説明会会場	参加者
令和5年12月8日(金) 18時～19時	道の駅くじやませ土風館1階多目的ホール	4名
令和5年12月9日(土) 10時～11時	久慈市山村文化交流センター（おらほーる）2階 講座室	2名
令和5年12月9日(土) 14時30分～15時30分	九戸村山村開発センター1階 産業振興研修室	4名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年11月28日（火）から令和6年1月17日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② H S E 株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から、3通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は 21 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（1/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	岩手県内陸部には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。特に北上高地北部に位置する事業実施予定地やその周辺地域は多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、久慈市山方町山形地区、同市平庭高原、及び近隣の九戸村夏間木地区は岩手県の鳥獣保護区に指定されております（方法書 p.196）。また予定地に接する平庭高原は久慈平庭県立自然公園に指定されております（方法書 p.193）。従ってこのような地域に接する形で大型風力発電施設の建設を行うことは、この地域に生息する多数の動植物、特に鳥類の生息に重大な影響を与えることが強く危惧されます。 これらを踏まえ、今回私ども日本野鳥の会よりおかは、貴社の公表した環境影響評価方法書（以下、方法書という）に示される事業計画案に対して、野鳥保護の立場から下記の意見を述べさせていただき、結論としては貴社に対して当該事業計画の中止を強く求める次第です。	今後の事業計画については、最新の知見や専門家等の助言を踏まえながら現地調査を実施し、動植物の生息環境を把握したうえで、環境影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。
2	【1】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 今回の方法書にも記載されておりますが、本事業の事業実施想定区域は様々な鳥類の生息地、繁殖地、あるいは越冬地であるとともに、岩手県レッドデータブックに掲載されているイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息する地域でもあります。イヌワシとクマタカはともに環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧種 IB 類、岩手県の「いわてレッドデータブック」では A ランクに指定されており、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。しかるに、風力発電施設は、主に「バードストライク」と「風発施設の忌避による狩場（餌場）の放棄」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。まして北上高地には既に数カ所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況の元で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くことになります。 従って当会は、希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の方法書に示されている事業計画の中止を強く求めます。	方法書ではイヌワシ・クマタカを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。 今後の手続において適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じてイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類について最新の知見を踏まえた環境保全措置を検討することで希少猛禽類の生息環境の保全に努めます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）（2/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	(1) 当該事業計画予定地は非常に広い範囲に及び、設置する風力発電施設は最大出力 5000kW、風力発電機の基数も最大 21 基と大規模です。しかも今回の方法書 p. 84 にも示されているように、この事業予定地域はイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息メッシュの中に位置しております。多数の風力発電施設を広い地域内に分散的に設置するとこれらの希少猛禽類の生息エリアを大幅に狭め、結果的に山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛翔する際にバードストライクの可能性を高めるとともに、広大なエリアやその周辺地域から希少猛禽類を排除する結果にもなります。	今後の手続において実施する現地調査でイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の出現状況を把握し、必要に応じて環境保全措置を適用することで希少猛禽類への影響を可能な限り回避又は低減する方針です。
4	(2) 方法書 p. 16 によれば、今回の事業計画では既存の 3 ブレード型の風車の使用が前提となっています。しかし 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることについては既に膨大なデータが公表されており、平成 18 年に岩手県内の他の風力発電施設でイヌワシのバードストライクを起こした風力発電施設も 3 ブレード型の風車でした。さらに既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等により鳥類からの視認性を高める措置等が希少猛禽類のバードストライク防止に対してほとんど効果のないことも既に明らかになっております。 従って今後の新規風力発電事業を計画する際にはこのような過去の事例を教訓とし、バードストライク・バットストライク等の防止を目指して「マグナス式風車」など 3 ブレード以外の形状の風力発電機を検討することが強く求められます。	方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。 今後の手続において、適切に現地調査を実施し、鳥類やコウモリ類の出現状況を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。 また、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえながら、風力発電機の機種を検討を進める方針です。
5	(3) 方法書 p. 16 に示されている通りに対象事業が進められると、山の尾根に高度 187m の風車が林立することになります。この 187m という高度は、これまでの種々の研究結果により、イヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られておりますので、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライク発生の可能性が高まります。	方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。 今後、適切に調査を実施し、イヌワシの出現状況や飛翔高度等を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（3/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	(4) 岩手県内で現在稼働している風力発電施設の近隣の地域のイヌワシ生息地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず、風力発電施設の稼働開始によりイヌワシがその地域を忌避するようになり、その結果として近接するイヌワシの採餌適地(狩場)が失われたと判断されます。特に近年の岩手県内のイヌワシの繁殖成功率は10%を切っております。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては希少猛禽類という特殊性により明らかにされておられません。しかしイヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護の対象としなければならず、そのためには営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を絶対に避ける必要があります。 従って私どもは、方法書 p. 84 に示されているイヌワシの分布メッシュ内での風力発電施設建設に強く反対いたします。	方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。また、イヌワシの餌場となる環境についても助言をいただいております。今後は、適切に現地調査を実施し、イヌワシの飛行ルートや出現状況を把握したうえで予測・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。
7	(5) 近年は「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められております。そしてこの考え方に沿う形でこの方法書 p. 26 に隣接する他の事業者の風力発電事業計画が紹介されております。しかしこれを見ると、北上高地中央部において複数の風力発電事業が直接的に重複または隣接する形で数珠繋ぎに立案されていることは明瞭です。これらの風力発電事業が全て完成してしまうと、北上高地を東西南北に縦・横断する風力発電施設の長い繋がりが生じることになり、鳥類の生息環境への悪影響が大幅に増幅され、深刻化することが強く危惧されます。特に広い生息範囲を必要とする希少猛禽類については、風力発電施設が縦横に配列されると、結果的に北上高地において営巣適地や採餌適地が大幅に制約されて種の存続までもが大きく脅かされてしまいます。	本計画の対象事業実施区域周辺において計画されている風力発電計画について情報収集を行っているとともに、対象事業実施区域と計画地が重複する事業者とは適宜情報交換を行っております。 今後の事業計画については、最新の知見や専門家等の助言を踏まえながら現地調査を実施し、動植物の生息環境を把握したうえで、環境影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）（4/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	【2】渡り鳥の生息環境の保全について 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の野鳥調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった渡りのコースなども次々に明らかになってきております。特に北東北の北上川や馬淵川水系、および北上高地一帯は多種多様な渡り鳥の重要な渡りのコースとなっており、その一部は貴社の作成した方法書 p. 80～82 にも記載されている通りです。実際にこの地域一帯はガン・カモ、ハクチョウ類などの渡り鳥の大群の定期的な渡来コースであり、季節になれば、これらの渡り鳥の大群が奥羽山脈を越えたり北上高地を行き交ったりする姿が頻繁に観察されます。またこの地域には環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシも冬季に少数ながら渡来します。さらに本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖もこの地域では見ることができます。一方、風力発電施設では膨大な数のバードストライク事故により小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることが世界各地で報告されています。従って貴社の風力発電施設が当該地域で稼働すれば渡り鳥の渡りの大動脈が攪乱されたり鳥類の生息環境の悪化を招いたりすることが危惧されます。 私どもは、それらの生息環境の保全の立場より、貴社に対して当該事業計画の中止を強く求めます。	方法書では渡り鳥を対象とした調査手法について、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。 今後の手続において、適切に現地調査を実施し、渡り鳥の出現状況を把握したうえで適切に予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ、施設の稼働による野鳥の渡りの攪乱や生息環境の悪化を可能な限り回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（5/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	(1) 風力発電施設の稼働が渡り鳥の行動範囲を制約したり渡りのコースの攪乱に繋がったりする要因となることは既に科学的調査により明らかにされており、そのため近年の環境影響評価においてはガン・カモ、ハクチョウ類の渡りのコースや生息環境、あるいは海ワシ類の生息に関する詳細な調査結果が必ず報告されております。実際に今回の方法書のp.82～84には予定地付近が渡り鳥の渡りルートに近接していることが示されております。しかしその中には最近急速に進展している野鳥の渡りに関する研究の成果があまり反映されていないようです。また方法書には海ワシ類生息状況やバードストライクに関する記述はありませんが、その一方で渡来数がオジロワシよりもかなり少ないと想定されるオオワシにおいてはその生息メッシュが事業予定地に近接しており、それは方法書p.85に示されております。北海道の風力発電施設においては、しばしばオジロワシのバードストライクが頻発していることより、この地域でのオジロワシの生息環境の保全に留意すべきであるとする専門家の意見（方法書p.340）も無視することはできません。これらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、最新の手法による詳細な生息状況調査が特に不可欠であり、過去の失敗事例に学ぶ保全対策の導入は不可欠です。例えば風力発電施設における野鳥のバードストライクに関しては、日本国内外の膨大な量の過去の文献ありますが、貴社の方法書に示されている参考文献の中ではそれらの引用が全く見られません。これは過去の事故事例の文献調査を行っていないためと推測されます。さらにこの方法書の中には、実際にこの発電施設の稼働に伴うバードストライクの事前予測に関する検討や、仮にバードストライクが発生した場合の対応などに関する記述も見あたりません。つまり当該事業計画は、鳥類全般のバードストライクに関する事前準備が不十分なまま進められていると言えます。	方法書では、配慮書段階で整理した結果も含め調査手法等について専門家のご助言を反映しており、具体的な渡りルートについては、適切に現地調査を実施し、現況を把握したうえで、予測・評価を行います。 また、頂いたご意見を踏まえて準備書において資料の更なる収集に努めます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）（6/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	(2) 希少な夏鳥であるオオジシギは、環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種 (NT) に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されておりますが、その習性により、風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされております。実際に日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査によっても、本州でのオオジシギ生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。一方この数年ほどの当会独自の調査によれば、当該事業予定地域はオオジシギの生息地の一つとなっています。また方法書 p. 265 によれば、鳥類の専門家が当該地域における希少なアオシギの生息の可能性も指摘しているようです。しかし今回の方法書を通して、事業予定地周辺でのオオジシギ等の生息状況の調査やバードストライクの可能性は調査検討の対象となっておらず、このままでは、この地域の希少シギ類の生息環境の保全に配慮した事業計画が今後作成されるとは考えられません。	今後の手続において実施する現地調査においては、オオジシギを含めた鳥類の生息状況を把握する計画としており、その結果を踏まえて事業による影響について適切に予測・評価を行います。
11	(3) 今回の方法書においては、風力発電施設の建設にあたって近隣の住民の生活環境に配慮するような記述は見られますが、実際には風力発電施設予定地域から 1km ほどの範囲内に複数の小中学校や福祉施設等が立地しております（方法書 p. 252～256）。また風力発電施設の影や低周波音を含む騒音は人間や家畜に対してのみならず、希少猛禽類をはじめとする野生動物全体の生息環境にも大きな影響を与えるはずでです。しかし風車の影や騒音が、希少猛禽類の生息や夏鳥の繁殖にどのような影響を及ぼすかという点は全く考慮されておられません。また今後の環境影響調査において、そのような観点で鳥類の生息状況調査を実施するかどうかについての記述も見られません。	現時点では、風車の影や騒音による希少猛禽類の生息や夏鳥の繁殖への影響については明らかではありませんが、今後の手続において野生動物の生息状況を把握したうえで専門家等の助言を踏まえながら、必要に応じて適切な対策を検討します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（7/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	（4）風力発電施設が北上高地北部地域の至る所に設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境や渡りルートの攪乱、及びバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。従って風力発電施設の規模の大小に関わらず、生息状況調査を予定地域において適正に実施し、その調査結果に基づいて風力発電施設が生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することが、これらの渡り鳥の生息環境を保全する上で必要があり、そのためには近隣の他の事業者による複数の風力発電施設との「累積的環境影響」を適切に評価することも不可欠となります。確かに今回の方法書においては近隣の他の事業者の事業実施計画や事業区域は示されておりますが、p. 25～26 に示されているように、既存の風力発電事業予定地との地理的重複や近接が目立ちます。具体的には、計画中の「（仮称）岩手久慈風力発電事業」、「（仮称）久慈・九戸風力発電事業」、「（仮称）西久慈風力発電事業」とは事業予定地がほぼ重なり、「（仮称）小軽米風力発電事業」、「（仮称）折爪岳（2期）風力発電事業」、「（仮称）袖山高原ウインドファーム事業」などとは位置的にかなり近接しております。しかしその一方で、今回の事業計画とほかの事業計画との環境影響に関する相互の関係性への言及は見られず、地域全体として、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の生息環境や渡り鳥の渡来コースを保全するために、他事業者の風力発電事業との間にどの程度の間隔をあけるのが適切かといった問題も全く考慮されておられません。さらにそれらに関して、地域横断的に「累積的環境影響」を予測し評価しようという方向性も示されておらず、それらを今後の検討の対象に含めるというような記述も見当たりません。このような事業計画の進め方では当該事業予定地を含む北上高地中部における渡り鳥の生息環境の保全は困難になると思われます。	本計画の対象事業実施区域周辺において計画されている風力発電計画については情報収集を行っているとともに、対象事業実施区域と計画地が重複する事業者については適宜情報交換を行っております。 今後の手続においても、他事業に関する事業計画等の情報の収集に努め、その結果を踏まえて累積的影響を十分考慮したうえで、渡り鳥への影響について予測及び評価を実施する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）（8/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	（5）方法書 p. 15～22 を見る限りでは、風力発電施設に付随して必要となる送電網、変電施設、管理事務所、主要道路から各発電施設までのアクセス用の道路などについての具体的な記述がありません。例えば送電網の設置についても架線にするか、地下埋設にするか、どの位置に敷設し合計敷設距離はどれほどか、送電網の設置工事をどのように進めるのか、などが全て不明です。またアクセス用の道路についても方法書 p. 18 では「必要に応じて道路の拡幅及び新設工事を行う」との記述に留まっております。つまりどの場所の道路拡幅が必要か、どこに道路の新設が必要かというような基礎的な事柄が未確定のままと思われます。これらの工事に伴う車両の走行、工事の騒音や振動、排水、土砂の流出などが周囲や森林や河川の生態系に悪影響を及ぼすことが必至である以上、これらの点についての具体性を欠いた今回の方法書は、環境影響評価の上で極めて不十分な内容のものと言わざるを得ません。	方法書では環境影響に対する調査、予測及び評価の手法について取りまとめたものとなります。そのため、今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえながら、環境影響を可能な限り回避又は低減する事業計画としてアクセス道路も含めて具体化していく方針です。その結果については準備書で可能な限り具体的にお示しする予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（1/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
14	1. 風力発電設備はふるさとの山野に甚大な影響を与えます。 県北の北上高地の山野は長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電設備はこれまで保たれてきた生態系（植生、哺乳動物他）、野生生物（特に希少ワシタカ類、コウモリ類、飛翔性昆虫類の衝突被害）、景観の悪化、低周波、騒音、森林伐採、ゲリラ豪雨による山野災害の懸念など多くの問題があります。この計画の中止を要望します。	今後の手続において現地調査により、自然環境、生活環境の状況を把握し、必要に応じて適切に環境保全措置を講ずることで、影響を可能な限り回避又は低減できる事業計画を検討する方針です。
15	2. 希少猛禽類、渡り鳥など野鳥のバードストライク・バットストライクが懸念される。 計画地は、希少猛禽類イヌワシ・クマタカの生息地並びに数少ない狩場です。計画の 3 枚ブレードの風力発電機器は、ブレードに防護対策がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があります。国内外の野鳥・コウモリ類の甚大な被害が報告されています。その被害の多くはイヌワシなど希少猛禽類です。今回の計画は、広面積の山野開発で環境に与える影響は大きい。風車は、岩手では実績の無い 1 基、5,000kw の大型風車 25 基設置する計画で最大出力 125 千 kw と最大規模です。機器の高さは 200m に及び、尾根上を移動する希少猛禽類、渡り鳥に障害となり影響は大きい。風車建設と取り付け道路などの工事による周辺の森林伐採等の環境改変は、そこに繁殖、生息する野鳥、哺乳類などに甚大な影響を与えます。数年前の台風 10 号、19 号では計画地周辺地域もゲリラ豪雨の甚大な山野災害が発生しました。大規模山野開発は山野災害の原因となります。イヌワシの狩場の風車建設は、絶滅に追い打ちをかける開発です。岩手ではイヌワシのバードストライクが釜石 WF で発生しています。風車の既設地域で、イヌワシが消えた地域が葛巻、釜石地区などにあります。山野に突然大型風車の出現は、近年増加したガン類やハクチョウ類など大型水鳥、多くの渡り鳥、森林のコウモリ類の障害となり、衝突被害が予想されます。保護の観点から問題です。	方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。 今後の手続において、適切に現地調査を実施し、希少猛禽類、渡り鳥、コウモリ類等の出現状況を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（2/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
16	3. 累積的な影響評価が懸念されます。 周辺地域には、ほかに 11 か所の事業計画があり累積的影響評価も大きな問題です。ひしめき合う多数の計画は、隙間のない壁のようで、通過する野鳥、コウモリ類、飛翔性昆虫などに逃げ場がありません。これまでに他の計画でも、近郊の計画との累積的な環境評価が事業者から示されたことはありません。累積影響評価は、監督官庁である環境省、県などが指導的な役割を果たし、公正に影響を判断すべきですが、事業者は業界団体が相互協力して影響を示す努力が見られません。事業者が影響を評価できない場合は、行政が適正な判断を示すべきです。	今後も引き続き、他事業に関する事業計画等の情報の収集に努め、その結果を踏まえて必要に応じて累積的影響について予測及び評価を実施する方針です。
17	3. 電力の需給予測と風力発電 国際的な温暖化対策に足並みを合わせる為に、十分な検討がなされないまま風力発電計画が進行しているように感じます。野生生物の衝突を避ける新方式の風力発電機器も開発されマスコミでも報道されていますので見直すべきです。計画地の野生生物の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。国はまだ原発に望みを捨てておらず、企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられます。最近では、火力発電や原発の新規開発の報道もありました。イベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進から、電気は将来の人口減少予測等を適正に判断し、多く作るのではなく節電対策を推進すべきです。	本事業では風力発電による再生可能エネルギーの導入を促進することで、地球温暖化問題への対応に資するとともに、岩手県、久慈市及び九戸村が掲げている再生可能エネルギー導入への取り組みに貢献し、日本のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的としております。また、環境影響については、今後の手続において、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（3/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	4. 適正な環境影響調査と環境評価を望みます。 最近の傾向として、風力発電の普及のためか、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。現行のアセス方法では、月当たり3日間連続の調査を2年間と短く、一日当たりの調査時間はおよそ午前8時から16時と年間同じです。春から秋の長い日照時間帯で、野鳥の最も活動する早朝夕刻の時間帯など繁殖期の日照時間長い時期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが、有効な調査がされていません。アセス法に希少種がいくら記録されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。風車の稼働計画に、悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなど稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥への保護の処置が国内の風力事業に見られないのも、納得できません。事後調査も不明確な事例が多い。調査定点は適正な場所に配置し、野鳥の出現種の位置情報は正しい記載をお願いします。 事業の可否判断となる専門家は、計画を容認する人選をしているように感じます。匿名とせず氏名を公表することで権威が証明されます。特に希少猛禽類調査並びにバードストライクの確率を見ても内容はゆるく、実情とかけ離れています。釜石のイヌワシの衝突事故が発生した場合でも、風車が止まることなく稼働を続けました。 現状のゆるい法規制では、飛翔性生物の野鳥、コウモリ類、昆虫などの生物並びに山野災害が懸念されることから、計画中止をお願いします。 以上	環境影響については、今後の手続において、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討する方針です。 なお、本事業に係る助言をいただいた専門家については、氏名を公表し個人が特定されることで自由な発言・助言が損なわれるおそれがあるため、具体的な氏名の公表は差し控えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（1/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。 ■土砂災害警戒区域 対象事業実施区域の周辺には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が数多く存在します。 方法書及び要約書の「図 2.2-3 対象事業実施区域の設定の考え方」に示された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は誤りです。「久慈市防災総合ハザードマップ」又は「久慈市 土砂災害警戒区域等位置図」を参照して書き直してください。具体的には、泥崎、大峰沢、谷地、室沢、落安、野場、木藤古らの集落は全て「土砂災害警戒区域」に指定されています。岩手県のホームページ 1)によると「令和 2 年 3 月 31 日までに危険箇所の基礎調査は完了し、結果を公表した」とあります。4 点質問します。 ①本方法書の縦覧を開始する時点で岩手県の危険箇所の基礎調査の結果に気づいていましたか。 ②一体、これほど重大な事実の記載漏れは、どうして発生したのですか。 ③住民説明会では記載ミスを訂正されましたか。 ④御社のホームページ等で周知に努めましたか。 もし御社が縦覧開始以前に気づいていなかったり、気づいておりながら周知に努めなかったとするならば、御社の安全に対する意識のレベルを疑わざるをえません。明確な回答を求めます。 また、令和 5 年 12 月 21 日に、岩手県から「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」が公表されています 2)。それによれば、新たに指定された箇所は大幅に増えています。上記の集落を結ぶ県道 272 号（戸田荷軽部線）や県道 5 号（一戸山形線）の大半は指定されています。準備書には必ず記載してください。	方法書で掲載した土砂災害特別警戒区域等の情報は「国土数値情報」、「岩手県デジタルマップ」を参照し作成しており、3 章図 3.2-17 に掲載している図面は岩手県が公開している土砂災害警戒区域等の情報と齟齬がないことを確認しております。一方、ご指摘のとおり 2 章図 2.2-3 の図面には一部正確な表示ではない箇所がありましたので、準備書以降の手續において適切に修正します。 また、ご教示頂いた「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」についても準備書以降の手續において適切に反映いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（2/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
20	■土石流 さて、「土砂災害警戒区域」及び「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」とは、土石流、地すべり、がけ崩れにより被害の発生するおそれのある箇所のことです。以下では、特に土石流について述べます。土石流の起点は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の外にあることが一般的です。沢のさらに上流部です。そこは「土石流の危険のある溪流」として指定されています 3）。 対象事業実施区域には、「土石流の危険のある溪流」が多くあります。泥崎から高畑山に向かって伸びる稜線の県道 272 号側の斜面のほとんどは「土石流の危険のある溪流」に指定されています。泥崎の南の 680m 標準点の北東斜面、木藤古の北側斜面も同様です。 準備書では、「土石流の危険のある溪流」について範囲が明確にわかる図を掲載することを求めます。	「土石流の危険のある溪流」については、方法書 3 章図 3.2-18 において「土砂災害危険箇所 土石流危険溪流」として整理しております。また、「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」についても岩手県への確認を踏まえ準備書以降の手續において適切に反映いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（3/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
21	■平成28年台風第10号 平成28年台風第10号による土砂災害は記憶に新しいところです。久慈市に隣接する岩泉町の被害は特に甚大でした4)。 この時の土砂災害を国土地理院が分析しています5)。「(空中写真判読による)土砂崩壊・堆積地等分布図(岩手県岩泉町安家・穴沢・鼠入地区)」と「土石流の危険のある溪流」を重ねてみるとよく一致しています。特に、稜線直下の0次谷を起点とする規模の大きな土石流は「土砂災害が発生するおそれのある箇所」ではなく、その上流部を含む「土石流の危険のある溪流」に注目する必要があることを教えています。 対象事業実施区域と岩泉町の山域とは、地質、地形がよく似ています。また、対象事業実施区域は「土石流の危険のある溪流」と重なります。このような危険な場所の木々を伐採し、アクセス道路や風車を設置することは、土石流の素因を作ることです。林道が土石流の起点となっている例は枚挙にいとまがありません6)。 実際、小本川流域の場合、自然斜面で崩壊が発生した流域数と林道沿いで崩壊が発生している流域数はほぼ同数であった報告されています7)。「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き」にも「伐採により、土砂流出・崩壊のおそれのある林分は禁伐」とあります8)。 計画の撤回を求めます。 1)土砂災害警戒区域等位置図 http://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1044566/index.html 2)新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表について https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1059600/index.html 3)土砂災害防止法について https://www2.pref.iwate.jp/~hp0607/dosya.html 4)「平成28年8月30日 台風10号豪雨体験談の記録集—この体験を未来へ—」(岩手県岩泉町) 5)平成28年台風第10号に関する情報 http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H28.taihuu10go.html 6)「災害と林業～土石流被害と林業の関係性の報告～」(自伐型林業推進協議会、 https://youtu.be/7iy1mw_Cf7s) 7)「地形的背景からみた岩手県北上山地における平成28年8月台風第10号豪雨の土砂移動」(金俊之、檜垣大助 J.of Jpn.Landslide Soc., Vol.56, No.3 p.104(2019)) 8)「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き 令和4年3月」(林野庁 国有林野部)	方法書第3章において対象事業実施区域及びその周辺の「土石流の危険のある溪流」の情報として「土石流危険溪流」を整理しており、この他、土砂災害警戒区域等の情報を踏まえ各種災害リスクの適切な把握に努めます。また、本事業に係る林地開発許可制度の手続において、防災面も含め関係機関との協議を行い、風力発電機の設置に当たっては慎重に検討して参ります。